

一般財団法人島根県建築住宅センター  
こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人島根県建築住宅センターこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「財団」という。）が実施するこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務に係る適合審査料金について、必要な事項を定める。

(適合審査料金)

第2条 業務規程第11条第1項の適合審査料金（以下「料金」という。）の額は、依頼1件につき次に掲げる額とする。

(1) 一戸建ての住宅

基準	料金の額 (単位:円(税込))
断熱等性能等級4 <sup>※1</sup> かつ 一次エネルギー消費量等級4以上	33,000

※1 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものを含む。

(2) 共同住宅等

基準	料金の額 (単位:円(税込))
断熱等性能等級4 <sup>※1</sup> かつ 一次エネルギー消費量等級4以上	$33,000 \times N^{\text{※2}}$

※1 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものを含む。

※2 Nは対象戸数とする。

(計画変更料金)

第3条 こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書（以下「証明書」という。）が交付された後に行う計画の変更に係る料金の額は、当初の依頼に係る料金の額の2分の1の額とする。

(再発行料金)

第4条 証明書の再発行を行う場合の料金の額は、1,100円（税込）とする。

(料金の支払方法等)

第5条 料金の支払方法及び支払期日は、一般財団法人島根県建築住宅センターコードもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、依頼者の負担とする。

附 則

この規程は、令和4年3月8日から施行する。